

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日のときは、翌日)

目次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の休止
- 健康保険法による保険医の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 争議行争の実施
- 保安林予定森林にする旨の通知
- 森林法第百八十九条の規定による告示
- 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- 換地計画の認可
- 土地区画整理事業計画の認可
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
- ◇ 正 誤 鳥取県特別県営住宅管理規則中訂正

告 示

鳥取県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年六月一日	戸口田整形 外科医院	米子市上福原 一五九四	整形外科、理学診 療科、放射線科、 脳神経外科	戸口田和也

鳥取県告示第五百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年六月十九日	福部村国民健 康保険診療所	岩美郡福部村大字 細川六六六の一	内科、小児科	岩美郡福部村長 山根 秀雄

鳥取県告示第五百二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	東郷湖畔診療所	診療科名	内科、小児科、外科、性病科、眼科、放射線科
所 在 地	東伯郡東郷町大字松崎五五四	休 止 年 月 日	昭和四十三年六月一日

鳥取県告示第五百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
江頭 輝治	鳥取市東品治町二二一	鳥齒二七五	昭和四十三年六月十九日
内田 稔	"	鳥齒二七六	"

鳥取県告示第五百四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年六月一日	戸口田整形外科 外科医院	米子市上福原 一五九四番地	戸口田和也

鳥取県告示第五百五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、済生会境港病院労働組合執行委員長下西淳史から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

(一) 病院経営の組織、機構等の明確化に関すること。

(二) 夏季一時金の要求に関すること。

二 日時

昭和四十三年七月十四日以降この事件が解決するまで

三 場所

境港市米川町四十四番地

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部鳥取県済生会境港病院

四 概要

保安要員を除く組合員によるあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第五百六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

土砂の流出の防備

二 指定の目的

日野郡日野町大字高尾字細谷奥六九五、字細谷日向平ラ六九六、字屋敷ノ上へ六九七、字アカハネ丸山六九八、字坪塔六九九、字大塔アセブガウネ七〇〇、字野路大塔七〇一から七〇三まで、字野路山七〇四のーから七〇四の五まで、七〇五から七一一〇まで、字カジ林七一一、七一一の次一、七一二、七一二の内第一、七一二の内第二、七二三、大字根雨字乙ノ原大塔九一二、字奥市谷上ミ平ラ九一三、九一四、字野路山九二一、九二二、字梨子ノ木谷奥九二三から九二八まで、大字本郷字上ミ矢谷ノ上エ二〇二六、字六本松二〇二七、字魚切二〇二八、二〇二九、字野路谷二〇五八から二〇六一まで、字タラ塔二〇六二から二〇六四まで、字野路谷ヒナ谷二〇六五の一、二〇六五の二、字大塔二〇六九の一、二〇六九の二、字毛田ノ谷陰地二〇七〇、字毛田ノ谷ヒナ平二〇七三、字赤神上ミ平二〇九九、二一〇〇、字赤神二一一三、字大石塔二一一三、字天王谷二一五〇、字三ツ吉二一六二、二一六三、字屋敷谷上ミ平二一七四、二一七五、字大平ラ二一七六、字下モノ谷二一七七、字塚ノ原二一七八、字釜ノ谷二一八一から二一八三まで、字桐ノ木谷二一八四、字桐ノ木塔二一八五、字大津恵二一八六、二一八七、字カシキ谷二一八八から二一九四まで、字重箱滝二一九五、二一九六、字又左衛門滝二一九七、二一九八、字奥津恵二一九九、二二〇〇、字足谷二二〇一、字堤ノ上エ二二〇九、二二二〇、字赤畑二二二一、字瀧ノ上エ二二二二、字坂ノ上エ二二二三、二二二四、二二二四の第一

鳥取県告示第五百八号

羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良

郡	大字	字	地番	住	所	氏名
気高	青谷	八葉寺	西管原	八空ノ岳	気高郡青谷町大字八葉寺	稲脇 たつ
"	"	"	大蕪西平	六三ノ三	"	池田 菊野

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年七月九日

鳥取県告示第五百七号

森林法(昭和二十六年法律二百四十九号)第二十九条の規定に基づき保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を青谷町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬい。
 - (2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

畑地かんがい)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年七月二日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九号

昭和四十三年三月二十五日付けで岩美郡福部村大字細川六百六十三番地五 海士土地改良区から申請のあつた岩美郡福部村海士地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年七月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

鳥取県告示第五百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第五十二条の規定に基づき、鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業の事業計画を認可したので、同法第五十五条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業

二 施行者の名称

鳥取市

三 施行地区に含まれる地域の名称

鳥取市吉方の一部

“ 吉成 ”

“ 富安 ”

四 事務所所在地

鳥取市尚徳町百十六番地

五 事業計画の認可の年月日

昭和四十三年七月八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和四十三年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十三年七月十一日 午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 (一) 参議院議員通常選挙の結果について

(二) 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の執行について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十五号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年七月十日から施行する。

昭和四十三年七月九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

3の項中

県道倉吉青谷線 東伯郡東郷町大字 旭一六四番地地先から同町大字松崎六八〇番地地先までの間	一、三〇〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

県道倉吉青谷線 東伯郡東郷町大字 旭一六四番地地先から同町大字松崎六八〇番地地先までの間	一、三〇〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

県道鳥取港湖山停車場線 鳥取市湖山町一、二四一、二四二番地地先から同町一、二四一、二四二番地地先までの間	八〇〇メートル	右	同
--	---------	---	---

改める。

6の項中

県道西町鳥取停車場線 鳥取市西町三丁目五十一番地地先から同市南町四一、四二番地地先までの間(ただし、智頭街道側ののみ)	九〇〇メートル	七時三〇分	から一九時
---	---------	-------	-------

を

に

を

県道西町鳥取停車場線 鳥取市西町三丁目五十一番地地先から同市南町四一、四二番地地先までの間(ただし、智頭街道側ののみ)	八六〇メートル	〃	七時三〇分	から一九時
---	---------	---	-------	-------

に

県道西町鳥取停車場線 鳥取市南町四四六番地地先から同町四四六番地地先までの間	四〇メートル	〃	〃	〃
--	--------	---	---	---

を

県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市今町二丁目三〇一、三〇二番地地先から同市古海七四八番地地先までの間	一、二五〇メートル	〃	〃	終日
--	-----------	---	---	----

を

県道橋谿神社線 鳥取市大工町頭三二番地地先から同市上魚町三一番地地先までの間	六〇〇メートル	〃	〃	七時から一九時まで
--	---------	---	---	-----------

県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市今町二丁目三〇一、三〇二番地地先から同市古海七四八番地地先までの間	一、二五〇メートル	〃	〃	終日
--	-----------	---	---	----

県道橋谿神社線 鳥取市上町六五番地地先から同市御弓町三番地地先までの間	一五〇メートル	車	〃	〃
-------------------------------------	---------	---	---	---

県道橋谿神社線 鳥取市大工町頭三二番地地先から同市上魚町三一番地地先までの間	六〇〇メートル	車両(二輪車を除く)のもの	〃	七時から一九時まで
--	---------	---------------	---	-----------

県道鳥取港湖山停車場線 鳥取市湖山町一、二四一、二四二番地地先から同市同町一、二四一、二四二番地地先までの間	一五〇メートル	〃	〃	終日
--	---------	---	---	----

市道火災復興二九号線、市道富安土居叶線、鳥取市吉方三六番地地先から同市吉方二八番地地先までの間	五五〇メートル	〃	〃	〃
---	---------	---	---	---

に

を

に

正 誤

鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号）
中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

- 一 下 終わりから四 部分を除く。） 部分を除く。）
- ” ” ” 一、準特する 準用する

る。

大字下管四の二番地地先		南側	を削る。
四の三番地地先		北側	
8の項中			
三丁目一〇七番地地先		伊谷質店前	を
三丁目一〇七番地地先	一		
二〇二番地地先	一		に改め